

日本馬術連盟 獣医規程実施規則

平成 20 年 4 月 1 日 施行
平成 21 年 4 月 1 日 改正

目 次

- 第 1 章 JEF 登録獣医師（第 1 条～第 12 条）
- 第 2 章 JEF 競技会 競技場獣医師の実務（第 13 条～第 16 条）
- 第 3 章 JEF 競技会における厩舎・施設整備および管理の実施（第 17 条～第 21 条）
- 第 4 章 JEF 競技会における入厩検査（第 22 条～第 29 条）
- 第 5 章 JEF 競技会ホース・インスペクション（第 30 条～第 40 条）
- 第 6 章 JEF 競技会獣医療の実施（第 41 条～第 48 条）
- 第 7 章 JEF 競技会薬物規制（第 49 条～第 63 条）

第 1 章 JEF 登録獣医師

（JEF 登録獣医師）

第 1 条 日本馬術連盟獣医規程第 6 条に定める JEF 登録獣医師（以下、登録獣医師）の職務、養成、確保、審査、認定、登録等については、本章のとおりとする。

（獣医委員会の協力）

第 2 条 日本馬術連盟（以下、JEF）は、JEF 獣医委員会（以下、獣医委員会）の協力を得て、動物愛護と人馬の安全性に配慮した馬術競技会の運営に努めるため、JEF が主催または公認する競技会および国民体育大会馬術競技会（以下、JEF 競技会）の開催回数および競技会場の開催地等を考慮しつつ、登録獣医師の養成と認定、登録を行うとともに、登録獣医師の適正な配置とその資質の向上に努める。

（登録獣医師の職務）

第 3 条 登録獣医師は、JEF が行う獣医関連業務に従事し、次の職務を担うものとする。

- (1) 馬スポーツ憲章に基づき、国際馬術連盟（以下、FEI）獣医規程および JEF 獣医規程等の関連諸規程を遵守し、JEF 獣医規程第 7 条に定める競技場獣医師として JEF 競技会における獣医業務に従事し、動物愛護と人馬の安全に努める。
- (2) FEI 獣医規程に基づく FEI パスポートおよび JEF 乗馬登録規程に基づく乗馬登録証の新規申請等に際して、乗馬所有者の要求に従って、それら証明書の特徴記載欄の記入を行い、FEI パスポートの申請時には予防接種記載欄への転記を行う。

（競技場獣医師の職種）

第 4 条 前条(1)により、登録獣医師が JEF 競技会における競技場獣医師として従事する職種は次のとおりとする。

- (1) 獣医師団
- (2) 救護獣医師
- 2. 登録獣医師は、前項に定める職種のうち、両方あるいは一方に限定して登録することができる。
- 3. 登録獣医師は、1 項(1)の獣医師団については、競技種目を限定して登録することができる。

（登録獣医師の条件）

第 5 条 登録獣医師としての登録を受ける者は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 獣医師免許を取得していること
- (2) 救護獣医師として登録する者は、日常的に馬の診療業務に従事していること

(登録獣医師の申請)

第6条 登録獣医師の認定を希望する者は、JEFが実施する所定の講習会を受講した後、本規則様式第1号(JEF登録獣医師登録(変更)申請書)に前述の講習会の受講証の写しと獣医師免許の写しを添えてJEFに提出する。ただし、FEI登録獣医師の資格を有する者がJEF登録獣医師の認定を希望するときは、当該講習会の受講を免除する。

2. 前項の定めに係わらず、第4条1項(2)救護獣医師に限定して登録を希望する者は、JEF獣医委員会の委員が獣医師団として執務するJEF競技会において、救護獣医師の補助者として2年間に2回以上の執務経験を有すれば、前項の登録申請書をJEFに提出することができる。

(登録審査および認定と登録)

第7条 前条の申請が登録条件を満たしているときは、JEF獣医委員長の審査を経て、JEF会長が登録獣医師として認定し、JEFは申請者本人に委嘱状として本規則様式第2号(JEF登録獣医師認定書)を送付するとともに、登録リストに記載し公示する。

(登録内容の変更)

第8条 登録獣医師は、前条により登録した内容に変更が生じた場合、直ちに本規則様式第1号(JEF登録獣医師登録(変更)申請書)をJEFに提出しなければならない。

2. 登録内容の変更は、前条に定める登録審査に準拠して行う。

(登録期間および更新)

第9条 第7条に定める登録獣医師の登録期間は、登録後2年目の3月末日までとし、登録更新を希望する登録獣医師は、登録期間が満了する年の3月末日までに、本規則様式第3号(JEF登録獣医師登録更新申請書)をJEFに提出する。

2. 登録の更新は、第7条に定める登録審査に準拠して行う。
3. 1項に定める期日までに登録更新申請を行わなかった場合は登録を取り消す。
4. 登録期間内にJEF競技会における獣医業務等に従事しなかった登録獣医師は再度、第6条に定める手続きを行わなければならない。

(定年)

第10条 登録獣医師は、原則として満75歳となる当該年の末日をもって定年とするが、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

(登録の抹消)

第11条 JEF会長は、反社会性や技術面も含み登録獣医師としての資質に疑義が生じた場合は、JEF獣医委員長の意見を受けて登録期間が満了する前に当該登録獣医師の登録を抹消することができる。

(自己責任)

第12条 登録獣医師として執務している際の診療過誤に対する責任は、当該登録獣医師が自ら負わなければならない。

第2章 JEF競技会 競技場獣医師の実務

(競技場獣医師)

第13条 JEF獣医規程第7条2項の定めにより競技場獣医師は獣医師団と救護獣医師に区分され、獣医師団の実務は第14条および第15条、救護獣医師の実務は第16条のとおりとする。

(獣医師団の職責と区分)

第14条 JEF獣医規程第8条1項の定めにより、獣医師団は、JEF競技会に臨場し、JEFドーピング防止および薬物規制規程(以下、J-ADMCR)の適用、馬の参加適性やウェルフェアを監視、確保する責務を負う。

2. 獣医師団には、必要に応じて以下の獣医師を配置することができる。
 - ① 検体獣医師：薬物検査が行われる JEF 競技会において、その検体採取を担当する獣医師であり、常に獣医師団長および競技場審判団と密接に連絡をとりながら職務を遂行しなければならない。
 - ② 検査獣医師：検査獣医師は、馬の臨床経験が豊富であり、ホールディングボックスにおいて馬を獣医学的に検査し、ホース・インスペクション団に対して当該馬の競技参加適性について、専門的見解を示す職務を負う。
3. 検査獣医師を配置していないときは、救護獣医師にこれを兼務させることができる。

(獣医師団の実務)

- 第 15 条** 獣医師団は、原則として 1 名は最初の馬が入厩する以前に競技場に臨場していなければならないが、主催者または競技会場の厩舎管理担当者および救護獣医師と緊密な連絡が取れる態勢を維持すれば、この限りではない。
2. 獣医師団は、JEF 獣医規程第 12 条 2 項の定めにより、JEF 獣医規程第 10 条に定めた馬のウェルフェアに対する主催者の責任が果たされていないことを確認した場合、対応が不十分な事項について上訴委員会に報告する。
 3. 獣医師団は、競技会が始まる前に競技場審判団および救護獣医師と協議し、当該競技会における獣医業務体制やその運営に関する基本方針を相互に確認する。
 4. 獣医師団は、競技会期間中、JEF 獣医規程第 9 条 1 項に規定されるチーム獣医師および個人委託獣医師が、JEF 獣医規程第 9 条 2 項の規定に基づき本規則様式第 4 号(JEF 競技会獣医師入場届)により入場を届け出たときは、それを受理するとともに、それら獣医師との連携を保つよう努力しなければならない。
 5. 獣医師団は、伝染病や感染症の予防と規制に必要なあらゆる手段を講じなければならない。

(救護獣医師の職責)

- 第 16 条** 救護獣医師は、獣医師団と密接な連携を取りながら、競技会において不可欠な緊急治療が必要になった場合に限り、その診療に対応する。
2. 救護獣医師は、診療に際して、本規則第 6 章「JEF 競技会獣医療の実施」を遵守する。
 3. 救護獣医師は原則として獣医師団の職務に就くことはできないが、獣医師団長の指示があるときは、検体獣医師または検査獣医師の業務を補佐することができる。

第 3 章 JEF 競技会における厩舎・施設整備および管理の実施

(主催者の遵守事項)

- 第 17 条** JEF 獣医規程第 10 条 5 項に定める JEF 競技会における競技場の獣医設備と厩舎施設の整備および管理について主催者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

(獣医関連施設設備)

- 第 18 条** 獣医業務およびそれに関連する業務を行うために、次の施設、機材を整備しなければならない。
- (1) 適切な獣医施設と隔離施設
 - (2) 負傷した馬の周りに立てる遮蔽幕
 - (3) 重篤な負傷馬または死亡した馬を競技場あるいはコースから搬出するための馬運車

(厩舎施設整備)

- 第 19 条** 厩舎施設は次の項目を配慮して整備しなければならない。
- (1) 厩舎地区の衛生、良質な飲料水の提供、清潔な馬糧および敷料の保管設備の提供に心掛け、馬糞と廃棄敷料の適切な廃棄設備を用意する。
 - (2) 馬房は、原則として 3m×3m 以上の広さとする。
 - (3) 薬物検査を行う競技会では、静かな検体採取馬房と検体採取に係わる役員のための設備を確保する。

(厩舎の保安管理)

第20条 獣医規程第21条で規定される、薬物検査を行う競技種目に出場する馬は、下記事項に基づく保安管理を整備した厩舎に収容する。

2. 競技参加馬を収容する厩舎地区は、許可のない者の立ち入りや馬が外に出るのを防止するための適切な隔離用仕切りで囲う。
3. 当該厩舎の出入口は2ヶ所以内に限定し、入口には24時間体制で監視員を配置する。
4. 保安管理体制を整えた厩舎地区への立ち入りは、原則として下記の者に限る。
 - (1) 競技場審判団と上訴委員会の委員
 - (2) スチュワード
 - (3) 獣医師団
 - (4) 救護獣医師
 - (5) 許可を得たチーム獣医師・競技者個人の委託獣医師
 - (6) 公設装蹄師
 - (7) 許可を得たチーム装蹄師・競技者個人の委託装蹄師
 - (8) 選手、馬管理責任者および所有者
 - (9) チーム監督と許可を得たトレーナーおよびグルーム
 - (10) 許可を得た馬輸送業者
 - (11) その他、競技委員長が必要と認めた者
5. 当該厩舎の入口には入場者名簿を備え、前項に定めた者であって、競技主催者から発行された入厩許可証を有する者に限定して、当該厩舎地区への立ち入りを許可する。
6. 馬管理責任者からの要望があれば、主催者が許可して登録したグルームが夜間、馬に付き添うことができる。
7. 競技会期間中は、チーフスチュワードと直接連絡がとれる厩舎担当スチュワードまたは3項に定める監視員を最小限1名、24時間体制で厩舎地区に配置あるいは厩舎地区の近くに待機させておかなければならない。

(馬の管理責任)

第21条 前条の定めに係わらず、また厩舎地区の保安管理の如何を問わず、馬管理責任者は自らの管理責任と薬物検査の結果に対する責任を免れることはできない。

第4章 JEF 競技会における入厩検査

(入厩検査の実施)

第22条 JEF 獣医規程第16条1項に定めるJEF 競技会における入厩検査については、本章に則り実施する。

(入厩検査の実施者)

第23条 入厩検査は、原則として本規則第2章JEF 競技会競技場獣医師の実務に定める獣医師団が実施することが望ましいが、やむを得ないときには、獣医師団長代理人が実施することもできる。

(入厩検査の手順)

第24条 入厩検査は下記について実施する。

- (1) 個体識別：乗馬登録証を査閲して、入厩馬の個体識別を行い、乗馬登録証と実馬の一致を確認する。
- (2) 予防接種履歴確認：健康手帳に基づき入厩馬が、別途定める「JEF 予防接種実施要領」に定める予防接種または健康検査の要項を満たすことを確認する。
- (3) 獣医検査：到着時の馬の健康状態について、可能な限り臨床症状の有無を確認するとともに、主催者や競技場管理者が別途獣医検査の実施の必要性を認めた場合は、その検査の実施に協力する。

(JEF 競技会主催者の責務)

第 25 条 主催者は JEF 競技会の入厩に際し、当該馬管理責任者に対して、健康手帳および乗馬登録証の提出を義務づけるとともに、前条(1)、(2)に関して、所定の条件を満たすことを確認しなければならない。

2. 国内で行われる FEI 競技会においては、FEI 獣医規程に定める予防接種要項を同時に満たしていなければならない。

(国民体育大会馬術競技会における入厩検査)

第 26 条 国民体育大会（以下、国体）の入厩検査においては、前条の定めに係わらず、開催県が JEF との協議により定めた予防接種および馬事衛生条件に基づき、検査を実施する。

(乗馬登録証記載不備への対応)

第 27 条 個体識別により、馬の実相と乗馬登録証の記載内容が相違するときは、JEF 獣医規程第 17 条の定めにより、JEF 乗馬登録規程に基づいて対応する。

(予防接種実施不備への対応)

第 28 条 入厩検査により JEF 予防接種実施要領に違反する馬を摘発した場合、獣医師団は、その馬の入厩を一時差し止め、あるいは隔離して、当該馬の健康状態を確認したうえで、その処置を検討しなければならない。

2. 重大な予防接種の規定違反が確認された場合には、獣医師団の勧告に基づき、主催者は、当該馬の入厩を拒否することができる。

(伝染病への対応)

第 29 条 入厩検査において、以下に該当する馬を発見した場合、獣医師団は、その馬の入厩を一時差し止めて、あるいは隔離して、当該馬の健康状態を確認したうえで、その処置を検討し、必要に応じて主催者、競技場管理者に報告すると共に、競技場を管轄する家畜保健衛生所に連絡して、その指示を仰がなければならない。

- (1) 伝染病に罹患している疑いがある馬
 - (2) 伝染病に罹患した他の動物と接触した馬
 - (3) 伝染病からの隔離が不確実な馬
 - (4) 伝染病の存在が疑われる施設から来場した馬
2. 獣医師団長代理人が実施する入厩管理において、前条および前項の事例に遭遇したときは、獣医師団長代理人は、その馬の入厩を差し止めたうえで、獣医師団または主催者の指示を仰がなければならない。

第 5 章 JEF 競技会ホース・インスペクション

(ホース・インスペクションの実施)

第 30 条 JEF 獣医規程第 19 条の定めにより、JEF 競技会的主催者は馬の競技参加適性を確認するためのホース・インスペクションを、本章に則り実施する。

(インスペクション団)

第 31 条 JEF 獣医規程第 19 条 2 項に定めるインスペクション団は、競技場審判団と獣医師団の代表者数名で構成し、その団長は競技場審判団長が務める。

2. インスペクション団は、ホース・インスペクションを実施する前に、インスペクション指針や必要事項について、競技委員長と協議しなければならない。

(ホース・インスペクションの環境)

第 32 条 JEF 競技会的主催者はインスペクション会場を観衆から適切に遮断し、安全で速やかな被検馬の入退場経路を確保しなければならない。

2. 主催者は、ホース・インスペクションの実施に必要な外貌検査、歩様検査、ホールディング検査を実施するために必要最低限の場所を確保しなければならない。

(歩様検査を実施する路面)

第 33 条 歩様検査を実施する路面は、ホース・インスペクション実施中に終始一定の状態を維持していなければならない。

2. 歩様検査を実施する路面は、アスファルト路面、硬い基盤層を露出させた競技場路面、表面の小石を排除した硬い砂利や土壌の路面など、原則として平坦硬固かつ滑りにくい路面でなければならない。
3. 歩様検査を実施する路面の長さは、原則として直線 50m の距離とする。

(ホールディングボックス)

第 34 条 ホールディングボックスは、インスペクション会場に隣接した場所に別途設置しなければならない。

2. ホールディングボックスは、インスペクション歩様検査場と同じ状態の路面でなければならない。

(JFE 競技会における実施時期と回数)

第 35 条 JEF 競技会におけるホース・インスペクションの実施時期と回数は、次のとおりとする。

- (1) 競技会実施要項に実施回数と実施時期が明記されたホース・インスペクションは、その競技実施要項の定めに従って実施する。
- (2) 競技会実施要項に実施回数と実施時期が明記されていない一般的なホース・インスペクションは、原則としてホース・インスペクション対象競技の開始前 24 時間以内に、インスペクション団の合議により時間を定めて実施する。
- (3) JEF 競技会の期間中、獣医師団および競技場審判団が必要と判断したときは、すべての馬を対象に随時、ホース・インスペクションを実施することができる。

(ホース・インスペクションの手順)

第 36 条 ホース・インスペクションは原則として以下の手順に従って実施する。

- (1) 代理人が馬を誘導する許可を事前にインスペクション団から与えられていない限り、馬管理責任者が馬を連行し、受検時にも誘導しなければならない。
- (2) 鞭の使用は原則として認めない。ただし、インスペクション団の了解を得れば、馬を誘導するための短鞭の使用は許可される。
- (3) インスペクション団の指示により担当スチュワードが被検馬を所定の検査場所に呼び込む。
- (4) インスペクション団の獣医師が被検馬の個体識別と体表面の外傷などを視診または触診によって検査する。この時点では、関節の屈曲検査や輪線上での歩様検査などの診断法や検査を実施することはできない。
- (5) 誘導者は馬の左側に位置し、引き綱を緩めた状態で馬に短い距離の常歩をさせた後、歩様検査路面の折り返し地点近くまで馬に速歩をさせ、そこで常歩に落として折り返し地点を右回りで回転した後、再び引き綱を緩めた状態で、開始点まで速歩をさせる。
- (6) インスペクション団、特にその一員である獣医師は、歩様検査路面の長軸の延長線上から被検馬の歩様を観察する。
- (7) 獣医師団の見解を聴取した後、インスペクション団は合格、不合格、ホールディングのいずれかを決定する。
- (8) 競技参加適性が疑わしい場合、インスペクション団は当該馬をホールディングボックスに送ることが望ましい。
- (9) エンデュランス競技および CIC 総合馬術競技における獣医検査を含むホース・インスペクションは、それぞれの競技規程に定めた手順と項目により実施する。

(ホールディングボックスでの検査)

第 37 条 ホールディングボックスでの検査は、次のとおり実施する。

- (1) ホールディングボックスでは、インスペクション団の獣医師とは異なる検査獣医師が、競技参加適性が疑わしい馬に対しての確認検査を実施する。
- (2) 検査獣医師は、視診や触診の他、打診や検蹄器の使用、可動範囲を確認するため下肢部関節の他動的屈曲検査を実施することができるが、関節の疼痛を誘発して診断する強制屈曲検査を行ってはならない。
- (3) 検査獣医師は、引き馬での直線運動の他、輪線上での常歩や速歩による歩様検査を行うことができる。

- (4) インスペクション団は、ホールディングボックスに当該馬のチーム獣医師または競技者の個人委託獣医師の立ち会いを認め、それらの獣医師が立ち会った場合、検査獣医師は、それらの獣医師と相談しながら確認検査を実施しなければならない。
- (5) 検査獣医師は、検査の結果、当該馬に恒常的な跛行を認めたとき、あるいは競技参加適性がないと判断したときは、当該馬管理責任者に対して、その場にて参加の取りやめを助言することができる。
- (6) ホールディングボックスでの確認検査が終わった後、検査獣医師は検査結果についてインスペクション団に報告しなければならない。

(合否の判定)

- 第 38 条** ホース・インスペクションの合否は、競技種目や気候条件に応じた客観的な馬の競技参加適性の有無を公正に判断して下さなければならない。
2. 馬の競技参加適性の判定に際して、インスペクション団の判定が可否同数のときは、最終決定は競技場審判団長が下す。
 3. ホース・インスペクションの判定結果は、インスペクション団長から担当スチュワードに伝えられ、当該スチュワードが速やかに宣告する。

(再インスペクション)

- 第 39 条** インスペクション団は、ホールディングボックスでの確認検査が終了した馬については、下記の手順に則り、再インスペクションを行わなければならない。
- (1) 再インスペクションは、検査獣医師が当該被検馬の検査結果をインスペクション団に報告した後、原則として当該インスペクションの最終被検馬の検査終了後に実施する。
 - (2) 前項の定めに係わらず、インスペクション団は、ホース・インスペクション中の適当な時期に再インスペクションを実施することもできる。この場合、ホールディングボックスにおける確認検査と再インスペクションとの間には適度な時間をとることが望ましい。
 - (3) 再インスペクションは、インスペクション団の判断に基づき、所定のホース・インスペクション終了後、時間を隔てて競技開始までに実施することができる。
 - (4) 所定のホース・インスペクション直前のやむを得ない状況が、その馬の合否判定に影響を与えた可能性があるとしてインスペクション団が判断したときは、所定のホース・インスペクション終了後、時間を隔てて競技開始までに当該馬の再インスペクションを行うことができる。
 - (5) (3)および(4)により再インスペクションに合格した馬には、薬物検査を行うことが望ましい。

(上訴)

- 第 40 条** インスペクション団の決定は最終的なものであり、上訴委員会へ不服の申立てをすることはできない。

第 6 章 JEF 競技会獣医療の実施

(獣医療の実施)

- 第 41 条** JEF 獣医規程第 29 条 2 項に定める JEF 競技会期間中における馬への獣医療の実施(以下、治療)については、本章のとおりとする。
2. 全ての治療においては馬のウェルフェアが最優先されなくてはならない。
 3. 獣医師団長は、JEF 獣医規程第 29 条 2 項に定める馬の治療の申請があった場合、同規程第 30 条の定めのとおり、当該馬の症状の重篤性や使用を予定している薬物の競技能力への影響を考慮し、獣医学的な見地から治療等の許可および当該馬の競技参加適性について評価判定しなければならない。

(獣医療の申請)

- 第 42 条** 馬管理責任者あるいはその代理人（以下、馬管理者等）、または救護獣医師を含めて JEF 競技会において馬の治療を担当する獣医師（以下、治療担当獣医師）は、JEF 獣医師第 29 条 2 項の定めに基づき、治療前に治療内容に応じて本規則様式（以下、様式）第 5 号から 7 号までの申請書を用い、獣医師団長の許可を得なければならない。
2. 獣医師団長は、受理して署名した獣医療申請書のコピーを、当該馬の管理者等または治療担当獣医師に渡さなければならない。
 3. 獣医療申請書は、提出されて受理された当該競技会の会期中に限り有効とする。
 4. 薬物検査が義務付けられた JEF 競技会では、治療を受けた馬が競技に参加した場合、原則として当該馬を薬物検査の対象とする。
 5. 1 項に定める申請書は、競技終了後に JEF に送付して 3 年間保管する。

(禁止物質による治療)

- 第 43 条** JEF 競技会期間中において禁止物質を用いた治療が必要な場合、治療担当獣医師は当該馬の競技参加適性を極力考慮した治療法を検討しなければならない。
2. 治療担当獣医師は、治療方針が確定した段階で、本規則様式第 5 号（禁止物質治療許可申請書）に治療計画を記入し、獣医師団長に提出しなければならない。
 3. 獣医師団長は、前項の申請書の提出を受けた場合、FEI 馬の禁止リストに掲載された物質や方法を用いる治療では、原則として当該馬の競技参加を取りやめることを前提に治療許可を与える旨を、馬管理者等および治療担当獣医師に周知する。
 4. 馬管理者等または治療担当獣医師は、当該申請書の提出と上記の一連の手続き処理を、原則として馬を治療する前に行わなければならない。
 5. 前項の定めに係わらず、競技会場への入厩から遡って 1 週間前までに禁止物質を用いた治療を行った場合、当該馬管理者等は、当該馬が競技会場に到着後速やかに、治療を担当した獣医師により投与薬物、使用量、投与時刻、投与方法、治療の理由が明記され、署名された報告書を添え、本規則様式第 5 号（禁止物質治療許可申請書）を提出して、当該馬の競技参加適性について獣医師団長の判断を求めなければならない。
 6. 獣医師団長は、3 項および 5 項の報告と申請を受けたときは、治療してから競技までの経過時間を考慮し、治療により当該馬が不当な利益を得る可能性を検討して競技参加の可否を決定し、競技場審判団長はこれに副署する。
 7. 当該馬が治療前に競技参加を取りやめた後であっても、競技会場に滞在している限りは、治療担当獣医師は治療前に当該申請書を提出し、獣医師団長の許可を得なければならない。この場合は、当該申請書には競技場審判団長の副署を必要としない。

(発情抑制剤投与)

- 第 44 条** 過剰な発情行動を呈する牝馬に対する発情抑制剤は、製造元の指示する投薬量および治療期間での使用に限り許可される。
2. 前項に基づいて発情抑制剤を用いた馬管理責任者または治療担当獣医師は、競技出場前に、本規則様式第 6 号（牝馬発情抑制剤投与申請書）を用いて獣医師団に届け出なければならない。当該申請書には競技場審判団長の副署を必要としない。

(禁止リスト以外の物質投与)

- 第 45 条** JEF 競技会の期間中、馬管理者等または治療担当獣医師は、禁止リストに記載された物質以外の補液剤、抗生物質、駆虫薬等の投与であっても、それら物質を投与するときは、本規則様式第 7 号（非禁止物質治療許可申請書）を用いて、投与前に獣医師団長に報告しなければならない。当該申請書には競技場審判団長の副署を必要としない。ただし、注射や胃または経鼻カテーテルあるいは噴霧器吸引による投与は、獣医師に限る。
2. 噴霧器を用いた生理食塩水の投与および鼻腔の一つを介した挿管チューブによる酸素吸入は認めるが、マスクを利用したその他の物質の吸入療法は禁止する。
 3. 獣医師団長は、1 項により補液剤あるいは電解質の投与が申請された場合、気候や競技出場までの時間などを考慮し、当該馬の競技参加適性を考慮し、投与の許可の可否を判断しなければならない。

(特殊理学療法の実施)

第 46 条 競技会期間中の特殊理学療法は、獣医師団長の許可を得た獣医師のみが実施できる。

2. 禁止物質を併用する針灸治療や理学治療は禁止する。
3. 競技会期間中および競技前 5 日以内のショックウェーブ療法および低温療法は禁止する。ただし、氷を用いた冷却は認められる。

(投与物質の保管)

第 47 条 救護獣医師は、治療に際して、投与直前または直後に、その投与物質の一部を当該馬管理責任者の立ち会いの下に、JEF 指定の容器に採取し封緘テープにて密封し、その封緘テープの上当該馬管理責任者による署名を確認して、競技会主催者に競技期間中の管理を依頼する。

2. 当該治療馬が JEF 競技会薬物検査指針に基づく薬物検査対象とならなかった場合、競技会主催者は前項の定めにより採取された物質を競技終了後に直ちに廃棄する。
3. 当該馬が検査対象となった場合には、当該物質を当該馬の検査結果が陽性となった際の証拠基準を満たす JEF 側の物証として JEF が保管する。
4. 検査機関での当該馬の分析結果が陰性であったときには、保管された当該物質は直ちに廃棄するが、その分析結果が陽性となったときは、必要に応じて JEF 側の物証として検査機関に送付し分析を委託する。
5. この物質の分析は、当該治療馬の検体分析を行った検査機関とは異なる JEF の指定検査機関に委託することができるが、その費用は JEF が負担する。

(安楽死への対応)

第 48 条 JEF 獣医規程第 31 条の定めにより、JEF 競技会期間中に馬管理責任者またはその代理人が安楽死処置を救護獣医師に依頼するときは、当該馬管理責任者またはその代理人は、本規則様式第 9 号 (馬安楽死承諾・依頼書)により、その処置を競技委員長に依頼しなければならない。

2. 前項の馬安楽死承諾・依頼書の提出を受けて、競技委員長 (国体においてはこの職に相当する者) は、救護獣医師に安楽死処置を付託する。
3. やむを得ない事情により、当該馬管理責任者またはその代理人の安楽死処置の同意と依頼により、救護獣医師が馬安楽死承諾・依頼書の提出前に処置を行った場合にも、処置後に当該馬管理責任者またはその代理人は、馬安楽死承諾・依頼書を競技委員長に提出しなければならない。
4. 提出された馬安楽死承諾・依頼書は、主催者が競技会終了後 JEF に送付し、JEF はこれを 3 年間保管する。

第 7 章 JEF 競技会薬物規制

(薬物規制)

第 49 条 JEF 獣医規程第 20 条に定める JEF 競技会における薬物規制およびそれに関連した検査については、FEI 獣医規程、JEF 獣医規程および J-ADMCR の定めに基づき実施する。

(被検馬の選択)

第 50 条 競技会実施要項に明記された所定の薬物検査における被検馬の選択では、原則として次の 3 つの方法を用いる。

- ① 義務検査：上位から成績順
- ② 無作為検査：無作為な選択
- ③ スポット検査：検査を必要とする理由がある馬
2. 前項に定める被検馬の選択は、獣医師団長および競技場審判団長の合議により、それら選択方法を組み合わせて実施することもできる。
3. スポット検査では、獣医師団長と競技場審判団の合議により、被検馬を指定する。
4. 薬物検査における被検馬の頭数は、対象競技に出場する馬の 5%以上が望ましいが、最小限 3 頭は検査しなければならない。
5. 1 項の薬物検査とは別に、J-ADMCR 第 32 条の定めに基づき、競技会期間中、獣医師団長と競技場審判団長の合議により、特定の馬を対象に随時、ターゲット検査を実施することができる。また獣医師団長と競技場審判団長の合議により、必要に応じて同一馬に対し、複数回の検査を行うことができる。

(検体採取時期)

- 第 51 条** 検体採取は、原則として対象競技での演技または走行の終了後 1 時間以内に実施することが望ましい。
2. 義務検査を除き、被検馬の演技または走行の終了後 30 分以内に当該馬管理責任者に対して、当該馬が検査対象に選ばれたことを通告しなければならない。

(検査の義務事項)

- 第 52 条** 被検馬としての告知を受けた馬管理責任者は、担当の獣医師団およびスチュワードの監視下において、当該馬を検体採取馬房に速やかに誘導収容しなければならない。
2. 被検馬管理責任者は、採取馬房への馬の収容から検体の封緘まで、検体採取過程に常時立ち会い、馬の管理と作業手順の監視を行わなければならない。
 3. 前項の定めに係わらず、被検馬管理責任者は、検体採取の立会人として代理人を指名することができる。この場合、採取記録用紙の余白に馬管理責任者の自署を付して代理人の名前を記入しておかなければならない。
 4. 馬管理責任者またはその代理人は、検体採取に用いられた器具の正当性を認め、当該馬の検体採取作業に対して異議がないときは、検体採取後、所定の検体採取記録用紙に署名しなければならない。当該検体採取記録用紙への署名を拒否するときは、その理由を文書で明示しなければならない。
 5. 検体獣医師は、検体の採取作業の妨害、所定の採取記録用紙への署名拒否があったときは、直ちに上訴委員会に報告しなければならない。
 6. 前項の報告を受けた上訴委員会が、その妨害または拒否を理由のないものと判断してもなお、馬管理責任者が検体採取または署名を拒否した場合、上訴委員長はその事実を JEF に報告しなければならない。

(検体獣医師)

- 第 53 条** 検体獣医師は、検体採取にあたり、乗馬登録証または FEI パスポートと照合して被検馬の個体識別を実施しなければならない。
2. 検体獣医師は、検体採取記録用紙の所定欄に署名しなければならない。
 3. 主催者は、獣医師団の指示に基づき、検体獣医師の補助者として必要な人員を配備しなければならない。

(検体の採取)

- 第 54 条** 検体獣医師は、採取した検体に不純物が混じらないように作業、管理する責任がある。
2. 検体獣医師は、原則として尿と血液の 2 種類の検体を被検馬から採取しなければならない。
 3. 検体獣医師および獣医師団は、尿と血液以外にも、状況に応じて被毛、肢巻き、拭き取った皮膚、唾液、補液剤あるいは当該馬に関連すると考えられる携帯物や物質を採取することができる。
 4. 検体採取は、FEI 公認の検体採取キットおよび FEI が定める検体採取マニュアル (FEI ウェブサイト) に沿って行わなければならない。

(指定検査機関)

- 第 55 条** 検体の分析は、JEF が指定する検査機関に委託して実施する。

(検体の発送)

- 第 56 条** 薬物検査を実施する競技会の開催前に、JEF は分析検査を委託する検査機関に対して通知する。
2. 採取された検体は、競技会終了後 24 時間以内に搬送業者に委託して検査機関に発送する。
 3. 検体獣医師は、採取から発送まで、検体の保安管理に責任を負う。

(検体分析の結果)

- 第 57 条** 検査機関で分析管理が行われた結果、A 検体の分析結果が陰性ならば、B 検体は破棄されるが、A 検体の分析結果が陽性の場合、B 検体は確認検査の要求に備えて未開封のまま冷凍保管される。

2. A 検体の分析結果が陽性であったときは、当該馬管理責任者の要求に応じて B 検体を用いて確認検査が行われる。
3. JEF は、速やかに A 検体の分析結果を当該馬管理責任者に通知する。
4. 当該馬管理責任者は、2 項の確認検査を要求する場合は、JEF からの通知を受けてから JEF の休業日を除く 10 日以内に、文書にて JEF に要求しなくてはならない。
5. 確認検査の要求を受けて JEF は、B 検体の分析を依頼し、その分析結果は可及的速やかに獣医委員会に報告する。

(分析費用)

第 58 条 A 検体の分析費用は、原則として JEF あるいは当該競技会の主催者が負担する。

2. B 検体の分析結果が陽性であったときは、B 検体の分析費用は当該馬管理責任者が負担するが、B 検体の分析結果が陰性であったときは、B 検体の分析費用は JEF あるいは当該競技会的主催者が負担する。

(自主的任意検査)

第 59 条 自主的任意検査を受ける場合、FEI 指定検査機関での検査を希望する申請者は、FEI 獣医規程に定めた獣医療関連申請書式 4 を、JEF が指定する国内検査機関での検査を希望する申請者は、JEF に本実施規則様式第 10 号 (JEF 指定検査機関用自主的任意検査申請書) を提出した後、JEF からの指示に従って、同様式第 11 号 (JEF 指定検査機関用自主的任意検査依頼書) を添えて、分析のための検体を検査機関に送付する。

2. 自主的任意検査の申請者は、その検査費用を自弁しなければならない。

(知覚制御処置確認検査)

第 60 条 JEF 獣医規程第 26 条に定める四肢または四肢の一部の知覚を一時的または恒久的に鈍麻あるいは過敏にする知覚制御物質の使用を見極めるために実施する知覚制御処置確認検査の実施については、第 61 条から第 63 条の定めに従って実施し、詳細に検査する場合は、FEI 獣医規程または FEI が定める検査方法に準じて実施する。

第 61 条 JEF 競技会においては、知覚制御処置の疑いを確認するために、主催者は、獣医師団およびスチュワードによる肢保護帯、肢巻き、馬具に対する知覚制御処置確認検査を競技会期間中に実施することができる。

2. 前項の検査は、獣医師団とスチュワードの合意のうえで、競技場審判団長の許可を得て獣医師団またはスチュワード、あるいはその双方が協力して実施する。

(知覚制御処置確認検査実施時期と方法)

第 62 条 知覚制御処置確認検査は、原則として競技場あるいは練習馬場から馬が退場するときに行う。

2. 当該検査では、馬を清潔な路面に駐立させ、スチュワードが肢保護帯、肢巻き、馬具の一部あるいは全装具を取り外す。
3. 刺激処置、皮膚の損傷あるいは蹄冠部の知覚過敏処置の有無を判断するために触診検査を実施することができる。
4. 肢巻き検査においては、サーモグラフィーなどの画像診断装置による肢の温度測定を行うことができる。
5. スチュワードも四肢の知覚制御処置確認検査を実施することができるが、3 項に定める触診検査は、獣医師団が行うことが望ましい。

(違反が疑われたときの対応)

第 63 条 知覚制御処置確認検査の結果、疑わしい馬装具あるいは知覚過敏処置の可能性を示唆する症状が認められた場合、直ちに競技場審判団長に報告する。

2. 違反が疑われたときは、当該事例の確認のため、当該馬の皮膚を拭き採った綿布、肢巻き、テープなどの一部を FEI 公認の送付用サンプリングキットに保管し、JEF が指定する検査機関に送付して分析する。

日本馬術連盟登録獣医師 登録 (変更) 申請書

年 月 日

(社)日本馬術連盟 会長 殿

氏名 : _____ 印

JEF 獣医師規程実施規則第 1 章第 6 条に基づく JEF 登録獣医師の認定を申請します。

1. 連絡先 住所 : _____
 TEL : _____ FAX : _____ 携帯 : _____
 E-mail : _____

2. 職 種 開業獣医師 : (診療対象 : 馬 その他の大家畜 小動物
 病院勤務 : (診療対象 : 馬 その他の大家畜 小動物
 公務員 : (所属 : _____ 役職 : _____)
 団体職員 : (所属団体名 : _____ 役職 : _____)
 そ の 他 : (具体的に) _____

3. 獣医師登録番号 第 _____ 号

4. 希望する登録獣医師の種別 (該当するものに□内にチェック : 複数登録可)
 獣医師団 : (障害 : 馬場 : 総合 : エンデュランス :
 救護獣医師 :

5. 受講した講習会等または従事した競技会
 講習会名 _____ 開催日 _____
 競技会名 (初回) _____ 開催日 _____
 当該競技会獣医師団長 (JEF 獣医委員) 名 : _____
 競技会名 (2 回目) _____ 開催日 _____
 当該競技会獣医師団長 (JEF 獣医委員) 名 : _____

6. 添付書類
 審判員養成講習会または獣医講習会修了書の写し

7. 個人情報保護法に基づく公開情報項目の諾否

(1) JEF ウェブサイトに公開する個人情報として、下記の項目に限り公開を承認します。
 (個人情報として公開を承認する項目に○を、公開を拒否する項目に×を記入すること。
 ウェブ公開を承諾しないときは、すべての項目に×を記入)

項 目	諾 否	項 目	諾 否	項 目	諾 否
氏 名		住 所		固定電話	
携帯電話		F A X		E-mail	

(2) 競技会主催者の要求への書面による公開情報は、下記の項目に限り承認します。

項 目	諾 否	項 目	諾 否	項 目	諾 否
氏 名		住 所		固定電話	
携帯電話		F A X		E-mail	

殿

社団法人 日本馬術連盟
会長

日本馬術連盟登録獣医師の認定について

日本馬術連盟獣医規程実施規則第 1 章に基づき、貴殿を下記のとおり JEF 登録獣医師として認定、登録します。なお、個人情報保護法に基づき、貴殿の申請書に指定された方法と個人情報項目に基づき、それら個人情報を、JEF 競技会への職務斡旋を目的に限って公開することを申し添えます。

記

1. JEF登録獣医師番号 _____
2. 認定内容 獣医師団・救護獣医師の別、および獣医師団にあつてはその対応競技種目を明記
3. 認定期間 平成 年 月 日～平成 年 3 月 31 日

日本馬術連盟登録獣医師 登録更新申請書

年 月 日

(社)日本馬術連盟 会長 殿

JEF 登録獣医師

氏名:

印

JEF 獣医規程実施規則第 1 章第 9 条に基づき、登録獣医師として下記の業務を継続したいので、登録の更新を申請します。

記

獣医師団 : (障害 : 馬場 : 総合 : エンデュランス :
救護獣医師 :

現認定期間中に従事した競技会

競技会名	開催日

日本馬術連盟主催・公認競技会 獣医師入場届

平成 年 月 日

競技会名 _____

獣医師団長 _____ 殿

獣医師名 _____

署名 _____

携帯電話 : _____

本競技会に獣医師として入場したく、下記のとおり届け出ます。

なお、診療の実施にあたっては、日本馬術連盟競技会規程、FEI および JEF 獣医師規程等の関連規程の定めを遵守します。

記

1. 獣医師資格等

獣医師登録番号 : _____

JEF登録獣医師資格 有 : (JEF登録獣医師番号 _____) 無 :

2. 所属診療所

名称 _____

住所 〒 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

3. 診療委託者

チーム名または馬管理責任者名 : _____

署名 : _____

4. 入場予定期間

平成 年 月 日 () ~ 月 日 ()

日本馬術連盟主催・公認競技会 禁止物質治療許可申請書
適用種目：障害馬術、馬場馬術、総合馬術、エンデュランス

当該馬の治療を担当する獣医師記入欄

競技会名： _____ 開催日付： _____
馬名： _____ 乗馬登録No.： _____
馬管理責任者名： _____ 所属県馬連（国体に限る）： _____
馬番号（競技会での）： _____ 厩舎No.： _____
投薬を必要としている症状： _____

薬物名（使用量）： _____
有効成分（ラベル参照）： _____
投薬方法： 外用塗布： 経口： 経鼻： 皮下注射：
筋肉注射： 静脈注射： 直腸経由： その他：
投薬日時： _____

治療担当獣医師氏名： _____ 署名： _____ 申請日付 _____

職掌区分： 救護獣医師 チーム獣医師 個人委託獣医師

獣医師団長記入欄

上記の馬を検査し、投薬を許可し、以下のように判断しました。

当該馬の当該競技への参加は

適 不適

許可した日時 _____

獣医師団長名： _____ 署名： _____

競技場審判団長署名欄

署名日時： _____

競技場審判団長氏名： _____ 署名： _____

日本馬術連盟主催・公認競技会 牝馬発情抑制剤投与申請書
適用種目：障害馬術、馬場馬術、総合馬術、エンデュランス

馬管理責任者または治療を担当する獣医師記入欄

下記の馬に対する発情抑制剤の使用を申請します。

競技会名： _____ 開催日付： _____
牝馬名： _____ 乗馬登録No.： _____
馬管理責任者： _____ 所属県馬連 (国体に限る)： _____
馬番号 (競技会での)： _____ 厩舎No.： _____
投与日付 _____
発情抑制剤を投与する理由

投与責任者名： _____ 署名： _____
申請日付： _____

職掌区分： 馬管理責任者等 救護獣医師 チーム獣医師 個人委託獣医師

獣医師団長記入欄

氏名： _____ 署名： _____
署名日付： _____

下記の条件の下での投与に限り、当該牝馬に発情抑制剤を使用することを認可した。

1. 著しい発情行動を呈していること
2. 製造元が推奨する発情抑制剤の量とホルモン抑制のための治療期間を守ること

当該馬に対しては、発情抑制剤が体内に存在するか否かの検査を実施することがある。

日本馬術連盟主催・公認競技会 非禁止物質投与許可申請書
適用種目：障害馬術、馬場馬術、総合馬術、エンデュランス

※使用物質 (例：補液剤や抗生物質) 1 種類につき、申請書 1 枚が必要です。

投与者記入欄

競技会名：..... 開催日付：.....

私は下記物質の投与を申請します。

馬名：..... 乗馬登録No.：.....

馬管理責任者：..... 国籍：.....

馬番号 (競技会での)：..... 厩舎No.：.....

競技参加状況 (該当欄にチェックを入れる)：

競技出場前 競技出場 出場取りやめ 競技終了

投与を要する症状 (該当欄にチェックを入れる)：

脱水症状：輸送後 クロスカントリー走行後 その他 (具体的に記入)

皮膚炎： 裂傷： 疝痛： 下痢： 眼病： 呼吸器疾患：
その他 (具体的に記入)：.....

投与方法 (該当するものを選択)：

獣医師に限り投与可：静脈注射： 筋肉注射： 皮下注射： 経鼻投与：
噴霧器吸引 (生理食塩水のみ)：

馬管理責任者等の対応可：外用塗布： 経口： 点眼： その他：

投与物質の商品名：.....

有効成分：..... 濃度：.....

使用量 (mg/kg)：..... 全体使用量：.....

使用頻度 (24 時間中)：..... 投与日時：.....

氏名：..... 署名：.....

申請日付：.....

職掌区分： 馬管理責任者等 救護獣医師 チーム獣医師 個人委託獣医師

許可した獣医師団長 署名日付：.....

氏名：..... 署名：.....

日本馬術連盟主催・公認競技会 馬安楽死届

競技会名

競技委員長 _____ 殿

本競技会の会場内に繋留中の下記の馬については、安楽死の処置を行なったので、それを届け
出ます。

対象馬名 : _____ 号

乗馬登録番号 : _____ FEI登録番号 : _____

平成 年 月 日

馬管理責任者名 _____

馬管理責任者署名 _____

.....

当該馬管理責任者からの依頼に基づき、安楽死処置を実施しました。

平成 年 月 日

担当獣医師 _____

担当獣医師署名 _____

職掌区分 : チーム獣医師 個人委託獣医師

日本馬術連盟主催・公認競技会 馬安楽死承諾・依頼書

競技会名

競技委員長 _____ 殿

本競技会の会場内に繋留中の下記の馬については、安楽死の処置を承諾するとともに、その処置を依頼し、異議を申し立てないことを約束します。

対象馬名： _____ 号

乗馬登録番号： _____ FEI登録番号： _____

平成 年 月 日

馬管理責任者 _____

馬管理責任者署名 _____

..... オフィシャル使用欄①

上記の馬については、下記の事由に基づき、安楽死の処置が適切であると判断いたします。

安楽死の事由： _____

平成 年 月 日

獣医師団長 (代表) _____

獣医師団長 (代表) 署名 _____

上記の馬に対する安楽死処置は、獣医師団長 (代表) の意見に基づき、承認する。

備考： _____

平成 年 月 日

競技委員長 _____

競技委員長署名 _____

..... オフィシャル使用欄②

本承諾・依頼書に基づき、安楽死処置を実施しました。

平成 年 月 日

担当獣医師 _____

担当獣医師署名 _____

(JEF 提出用)
**JEF 指定検査機関用
自主的任意検査申請書**

日本馬術連盟
獣医委員長 殿

申請者名 _____ 印

私は JEF の自主的任意検査内容に同意し、管理馬の自主的任意検査を行いたいので、ここに申請します。本自主的任意検査の結果に係わらず、JEF が行う公式検査において今回の検査対象物質が摘発されたときは、当該馬管理責任者の責任は免れないことを承諾します。

なお、本自主的任意検査に係わる経費は自己負担とすることを申し添えます。

1. 検査馬名 : _____ 性別 : _____
2. 乗馬登録証No. : _____
3. 検査を希望する禁止物質 (4 品目以下に限る。検査物質の多寡により費用は異なる) :
品目 1 : _____
品目 2 : _____
品目 3 : _____
品目 4 : _____
4. 検体発送予定日 : 年 月 日
5. 検査結果の入手希望期日 : 年 月 日まで
6. 結果報告の連絡先 :

氏名 : _____ E-mail : _____
住所 : _____
電話 : _____ FAX : _____

(指定検査機関提出用)

**JEF 指定検査機関用
自主的任意検査依頼書**

JEF 指定検査機関所長 様

申請者名 _____ 印

管理馬の自主的任意検査を行いたいので、ここに依頼します。

1. 馬名 : _____ 性別 : _____

2. 乗馬登録証No. : _____

3. 検査を希望する禁止物質 (4 品目以内) :

品目 1 : _____

品目 2 : _____

品目 3 : _____

品目 4 : _____

4. 検体発送日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

5. 検査結果の入手希望期日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

6. 結果報告および経費請求書の送付先 :

氏名 : _____ E-mail : _____

住所 : _____

電話 : _____ FAX : _____

7. 検体情報 (尿検体に限る)

検体採取日 : _____ 月 _____ 日 採取時刻 : _____

8. 輸送委託業者名 : _____

資料 1

FEI獣医規程第11版

FEI馬の禁止リスト (2009/4/1 現在)

競技における禁止物質および禁止方法

禁止物質 (ドーピング)

馬のパフォーマンスに影響を与える可能性のある物質や混合物、隠蔽用物質、競技馬の治療用としては通常認められない物質、通常は人間あるいはその他動物に処方される製品、四肢および身体部位を知覚過敏あるいは知覚鈍磨させる作用のある物質。下記の物質を含むが、下記に限定するものではない。

- ・ 2種類以上の抗炎症剤 (ステロイド、非ステロイドの別に係わらず)、あるいはその他の類似あるいは異なる薬理作用を持つ抗炎症物質の混合物
 - ・ レセルピン、ガバペンチン、フルフェナジンおよびグアナベンズを含む向精神物質、抗てんかん物質、抗高血圧物質
 - ・ 選択的セロトニン再取り込み阻害薬 (SSRI)、モノアミン酸化酵素阻害薬 (MAOI)、三環系抗うつ薬 (TCA) のような抗うつ薬
 - ・ ベンゾジアゼピン、バルビツレート酸塩、アザペロンを含む精神安定剤、一般的に人間または馬以外の動物に用いられる鎮静剤 (鎮静作用のある抗ヒスタミン剤を含む)
 - ・ 麻薬およびオピオイド系鎮痛薬、エンドルフィン
 - ・ アンフェタミンおよびコカインや精神病関連薬物を含むその他中枢神経系 (CNS) 刺激剤
 - ・ プロプラノロール、アテノロール、チモロールを含むβ遮断薬
 - ・ 利尿剤およびその他の隠蔽作用のある物質
 - ・ アナボリックステロイド (牝馬およびセン馬の体内にあるテストステロンを含む) および成長促進剤
 - ・ エリスロポエチン、インスリン成長因子および成長ホルモンのようなペプチドおよび遺伝子組み換え物質
 - ・ 副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) およびコルチゾール (許容基準値を超える) を含むホルモン製剤 (天然あるいは合成)
 - ・ 元来は人間あるいは他の動物用に製造、販売されたものが馬用として代用および一般的に使用される物質
 - ・ 知覚を過敏あるいは鈍磨させる作用のある物質 (馬体あるいは馬具に使用することによりパフォーマンスに影響を与えるような有機物、無機物あるいはその他の物質)
 - ・ 酸素キャリア (酸素運搬体)
- および類似の化学構造あるいは類似の生物学的効果を有する物質

禁止物質 (治療用薬物 クラスA)

痛みの緩和、鎮静、刺激、その他生理的あるいは行動上の現象を生じさせ、あるいはそれを加減することによってパフォーマンスに影響を与える物質

- ・ 局所麻酔薬
 - ・ 交感神経性強心剤
 - ・ 中枢および呼吸刺激剤
 - ・ クレンプテロールおよびその他の気管支拡張剤および再発性呼吸器疾患(RAD)の治療に用いられる薬物
 - ・ 代謝物を加減調整した単一の非ステロイド系抗炎症薬物
 - ・ 単一のコルチコステロイド
 - ・ 抗ヒスタミン、チアミン、バレリアンおよび禁止物質 (ドーピング) リストに掲載されていない漢方薬を含むその他の馬用鎮静剤および安定剤
 - ・ メトカルバモールおよびプロパンテリンを含む筋弛緩剤
 - ・ ヘパリンあるいはワルファリンを含む抗凝固剤
- および類似の化学構造あるいは類似の生物学的効果を有する物質

禁止物質（治療用薬物 クラスB）

過剰な活力を抑制するような物質、あるいは特定の食物汚染も含めて馬が偶然に摂取する可能性のある物質

- ・ イソクスプリン
- ・ 許容基準値を超えるジメチルスルホキシド（DMSO）
- ・ 去痰および鎮咳剤：ブロムヘキシンおよび類似の化学構造あるいは類似の生物学的効果を有するその他の物質
- ・ ヒヨスチン（n-ブチルスコポラミン）；アトロピンおよび類似の化学構造あるいは類似の生物学的効果を有するその他の抗コリン作用剤
- ・ 植物および動物由来物質：プフォテニン、ホルデニン、チロシン、ガンマオリザノールおよび類似の化学構造あるいは類似の生物学的効果を有するその他の物質
- ・ テルペンおよび非有機汚染物（皮膚および馬具から採取した検体から検出された物を除く）
- ・ 排泄物：硫酸マグネシウムおよび類似の化学構造あるいは類似の生物学的効果を有するその他の物質

許容基準値が設定されている物質

以下に基準あるいは比率が示されている特定の物質が、体組織、体液、排泄物に存在する場合でも、測定されたそれらの物質濃度がその許容基準値を超えていない場合には、当該馬は競技に参加できる。許容基準値は以下の物質にのみ適用される

- ・ 馬の内因性物質
- ・ 馬の飼料として、伝統的に給与され、収穫されてきた植物から検出される物質、あるいは
- ・ 通常の栽培、加工過程、保管、あるいは輸送中の汚染物として馬の飼料から検出される物質

許容基準値がすでに決められている特定物質のリストを以下に示す。これらの物質においては、検出された物質濃度が許容基準値以下の場合には、EADMC（馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程）違反にはならない。

有効二酸化炭素（CO ₂ ）	血漿1リットル中に36ミリモル
ボルデノン （セン馬以外）	牡馬の尿1ミリリットル中に遊離体と抱合体としてのボルデノンが0.015マイクログラム
ジメチルスルホキシド	尿1ミリリットル中に15マイクログラム、または血漿1ミリリットル中に1マイクログラム
エストラジオール （セン馬以外の牡馬）	尿1ミリリットル中に遊離体と抱合体としての5 α -estrane-3 β 、17 α -diolが0.045マイクログラム
ヒドロコルチゾン	尿1ミリリットル中に1マイクログラム
サリチル酸	尿1ミリリットル中に625マイクログラム、または血漿1ミリリットル中に5.4マイクログラム
テストステロン	セン馬では尿1ミリリットル中に遊離あるいは抱合テストステロン0.02マイクログラム あるいは若い牝馬あるいは成熟牝馬（妊娠馬を除く）の尿1ミリリットル中に遊離あるいは抱合テストステロン0.055マイクログラム

分析における検出水準および特定物質における許容外濃度に関する注釈

スクリーニングの検出限界（SLOD）は、スポーツの公正性を保証するために、馬の尿あるいは血液検体中の特定物質の選別方法の感度を管理するためのリスクマネージメントを基準として制定されている。制定されているSLODについては、FEI検査所で例外なく適用されている。検出可能期間が示された、あるいは検討中の物質はFEIウェブサイト¹に公開されている。

（http://www.fei.org/Athletes_AND_Horses/Medication_Control_AND_Antidoping/Horses/Pages/Information.aspx）

検出可能期間（DT）とは、薬物が馬の体内組織に残存しており、それが検査所によって検出される可能性のある期間を示していることを十分に認識していなければならない。DTは、馬格、投与経路、薬物の構造、投与量、個体差（代謝や病気など）、薬物検出に用いられるスクリーニング方法の限界を含む多くの要因の影響を受けるものである（公的な組織が適用している許容量を除く）。投薬中止時期（WT）は、当該馬の治療に携わる獣医師が、獣医師としての専門的な判断と裁量に基づき、馬の個体差を考慮したうえで余裕を持って決定するものである。

この情報は治療に携わる獣医師（日馬連注：救護獣医師を含む）および馬の管理責任者に、時として治療目的で馬に投与される可能性のある特定の禁止物質における最新の科学的調査結果を可能な限り提供するためのものである。特定物質に関するSLODあるいは検出可能期間の公示の有無は、分析結果の不都合な所見あるいは、EADMC規程第2条に則ったドーピング防止あるいは薬物規制違反の判定の有効性に影響を与えるものではない。生物体としての馬は、必ずしも情報公示に用いられた科学的指標に一致して反応するとは限らない。

資料2

自主的任意検査対象物質（2009/4/1 現在）

FEI中央および公認検査所は、以下に示す物質（あるいはこれらの代謝物）についてのみを自主的任意検査の対象とする。

アセプロマジン	メロキシカム
リドカイン	メトカルバモール
アルトレノゲスト	メピバカイン
アチパメゾール	メタドン
アトロピン	メチルプレドニゾロン
ベタメサゾン	ミダゾラム
ブフェキサマク	ナルブフィン
ブプレノルフィン	ナロキソン
ブトルファノール	ナプロキセン
カフェイン	ネオスチグミン
カルバサラート	オキシフェンブタゾン
クラノブチン	ペンタゾシン
クレンプテロール	ペントバルビタール
コデイン	フェノバルビタール
クロモリン	フェニルブタゾン
シプロヘプタジン	フェニトイン
デンブレキシシン	プレドニゾロン
デトミジン	プロカイン
デキサメタゾン	プロマジン
ジアゼパム	プロポフォール
ジクロフェナク	ロミフィジン
ジゴキシシン	サルブタモール（アルブテロール）
ジフェンヒドラミン	サリチル酸塩（サリチル酸）
ジピロン（メタミゾール）	スコポラミン・n-ブチル-ブロマイド
ドブタミン	スコポラミン・n-ブチル-ブロミド ／メタミゾール（複合ブスコパン）
フェルピナク	テオブロミン
フルメタゾン	テオフィリン
フルニキシシン	チオペンタール（ナトリウム塩）
フロセミド	トリアムシノロンアセトニド
グアイフェネシン	吉草酸塩（カノコソウ）
ヒドロコルチゾン	ベダプロフェン
イソフルラン	キシラジン
イソクサプリン	
ケタミン	
ケトプロフェン	